

# ガス小売供給約款

## (一般契約他)

2022年3月1日実施

－エステート浜坂－  
－河原団地－  
－桂木・津ノ井団地－  
－大覚寺団地－  
－雇用促進住宅津ノ井宿舎－  
－大谷団地－  
－赤崎住宅団地－  
－吉成団地－  
－興南団地－  
－桜谷団地－  
－浜坂新田団地－  
－湖山団地－  
－緑ヶ丘グリーンハイツ－

お問合せ先

enetopia<sup>θ</sup>

鳥取ガス産業株式会社 〒680-0932 鳥取市五反田町6番地 ☎0570-04-8822 [www.enetopia.jp](http://www.enetopia.jp)

内容は2022年3月1日現在のもので、予告なく変更される場合があります。

2022.01

鳥取ガス産業株式会社

# 目 次

I 小売約款の適用	28. 料金の払込み .....	7
1. 適用 .....	29. 料金の当社への支払日 .....	7
2. 小売約款及び変更の掲示等 .....	30. 遅収料金の支払方法 .....	7
3. 用語の定義 .....	31. 料金の支払順序 .....	7
4. 日数の取り扱い .....	32. 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法 .....	7
II 使用の申し込み及び契約	VI 供給	
5. 使用の申し込み .....	33. 供給ガスの圧力及び成分 .....	7
6. 契約の成立及び変更 .....	34. 供給又は使用の制限等 .....	8
7. 使用又は工事の承諾 .....	35. 供給停止 .....	8
8. 名義の変更 .....	36. 供給停止の解除 .....	8
9. ガス使用契約の解約 .....	37. 供給制限等の賠償 .....	8
10. 契約消滅後の関係 .....	VII 保安	
III 工事及び検査	38. 供給施設の保安責任 .....	8
11. 工事の設計見積り等 .....	39. 周知及び調査義務 .....	8
12. 工事の実施 .....	40. 保安に対するお客さまの協力 .....	8
13. 工事に伴う費用の負担 .....	41. お客さまの責任 .....	8
14. 工事費等の申し受け及び精算 .....	VIII その他	
15. 供給施設等の検査 .....	42. 使用場所への立ち入り .....	8
IV 検針及び使用量の算定	IX 附則	
16. 検針 .....	1. この小売約款の実施の期日 .....	9
17. 計量の単位 .....	2. この小売約款の実施に伴う切替措置 .....	9
18. 使用量の算定 .....	3. ガスマーターの能力の表記に関する経過措置 .....	9
19. 使用量のお知らせ .....	4. 保証金の適用を受けているお客さまについての特別措置 .....	9
V 料金等	X 別表	
20. 料金の適用開始 .....	第1. 供給地点 .....	10
21. 支払期限 .....	第2. ガスマーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式 .....	14
22. 料金の算定及び申し受け .....	第3. 料金の適用区分と算定方法 .....	14
23. 単位料金の調整 .....	第4. 料金表 .....	14
24. 料金の精算等 .....	第5. 早収料金の日割計算(1) .....	18
25. 保証金 .....	第6. 早収料金の日割計算(2) .....	18
26. 料金の支払方法 .....	第7. 適用する基準平均原料価格 .....	18
27-1. 料金の口座振替 .....	第8. 供給ガスの圧力等 .....	19
27-2. 料金のクレジットカード払い .....		

## ガス小売供給約款

### I 小売約款の適用

1. 適用
- (1) 当社が使用の申込みに応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合のガス料金（以下「料金」といいます。）その他その供給条件（以下「供給条件等」といいます。）は、このガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）によります。
- (2) この小売約款は、別表第1の供給地点群に適用いたします。
- (3) この小売約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの小売約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。
2. 小売約款及び変更の掲示等
- (1) 当社は、この小売約款を、当社の本社、支店、営業所、ショールーム等（以下「事業所等」といいます。）に掲示いたします。
- (2) 当社は、契約期間中であってもこの小売約款を変更することができます。この場合、供給条件等は、変更後的小売約款によるものとし、(4) 及び (5) の規定に従い変更後的小売約款の掲示及び書面交付等を行います。
- (3) お客さまは、この小売約款の変更に異議がある場合は、小売約款による契約を解約することができます。
- (4) 当社は、（ガス小売事業の登録の申請等に関する省令第3条第1項各号）に規定する事項を変更する場合は、原則として変更実施日の10日前までにその変更の内容を事業所等に掲示して周知いたします。
- (5) この小売約款を変更する場合において、変更しようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付を、特に求めがある場合を除き、以下のとおり行うことをあらかじめ承諾していただきます。ただし、(6) に定める場合を除きます。
- ①変更しようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付は、訪問、書面の送付、インターネット上の開示、電子メールの送信その他の当社が適当と判断した方法（以下「当社が定めた方法」といいます。）により、当該変更をしようとする事項のみについて行います。
- ②変更後の書面交付は、当社が定めた方法により、当該変更をした事項のほか、当社の名称及び住所、契約年月日及び供給地点特定番号（以下3の（17）により、「戸別番号」といいます。）を記載して行います。
- (6) この小売約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他のガス小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合は、特に求めがある場合を除き、当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すること及び変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。
3. 用語の定義
- この小売約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。
- 壓力 —
- (1) 「圧力」 … ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。ガス機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをおいいます。
- (2) 「最高圧力」 … お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。
- (3) 「最低圧力」 … お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。
- ガス工作物 —
- (4) 「ガス工作物」 … ガスの製造及び供給のための施設であつて、ガス事業のために用いるものをいいます（(6) から (11) までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。）。
- 供給施設 —
- (5) 「供給施設」 … ガス工作物のうち、導管、整圧器、ガスメーター及びガス栓ならびにそれらの付属施設をいいます。

ます。) にガス工事を申し込む方を除きます。)。

- (2) (1) のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスマーティーの位置替え等供給施設を変更することをいいます。
- (3) 申し込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の申込書により申し込んでいただきます。
- (4) 申し込みの受付場所は、当社の本社、支店、営業所、ショールーム又は当社の指定した特約店（以下「事業所等」といいます。）といたします。なお、当社が適当と判断した場合は、口頭、電話、インターネット等による申込みを受け付けることがあります。
- (5) 建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、ガスを使用されるお客さまのため(1) のガス工事を当社に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客さまとして取り扱います。

### — ガスマーティーの決定 —

- (6) 当社は(1) の申し込みに応じて、ガスマーティーの能力（計量法に基づき当該ガスマーティーが適正に計量できると認められる使用最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表します。) を決定いたします。ガスマーティーの能力は、原則として、当該ガス使用又はガス工事の申し込みのときに、お客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器（使用開始にあたって、(2) に規定する使用状況を変更することなく使用できるガス機器に限ります。）が同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通してされることのできる適正なガスマーティーの能力といたします。
- (7) 家庭用にガスを使用される場合には、(6) の標準的ガス消費量を算出するにあたり、次のガス機器を算出の対象から除きます。
- ①オーブン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度の少ないもの
- ②暖房機器又は温水機器等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したものの（大型と小型の場合は小型のものとします。）
- (8) 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、お客さまと協議のうえ(6) の標準的ガス消費量を算出することができます。

### 6. 契約の成立及び変更

- (1) ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が(5) (1) に定めるガス使用又はガス工事の申込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガス小売供給又はガス工事に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、(1) の規定にかかる契約書作成時に成立いたします。
- (3) お客さまが新たに入居される場合は、ガス使用契約成立後、ご希望日からガスの供給を開始いたします。
- (4) お客さまが、他の事業者から当社に切り替えてガス小売供給をお申し込みいただく場合は、切替手続と切替作業が完了した日から供給を開始いたします。

### 7. 使用又は工事の承諾

- (1) 当社は、(5) (1) のガス使用又はガス工事の申し込みがあった場合には、(2) 及び(3) に規定する場合又は特別の事情があると認めた場合を除き、承諾いたします。
- (2) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給又はガスの工事が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
- ①ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が、法律、命令、条例又は規則（以下「法令等」といいます。）によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合

- ②災害等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合
- ③海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合
- ④申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難又は保安の維持が困難と認められる場合
- ⑤その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合
- (3) 当社は、申込者が当社との他のガス使用契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (4) 当社は、(2) 及び(3) の規定する場合又は特別の事情があると認めた場合に、ガス使用又はガス工事の申込みを承諾できないとき、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。

### 8. 名義の変更

- (1) ガスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていたお客さまのガス使用契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。
- (2) (1) の場合においても、前に使用されていたお客さまとのガス使用契約が消滅している場合には、(5) (1) の規定によつて申し込んでいただきます。

### 9. ガス使用契約の解約

- (1) ガス使用契約を解約しようとするお客さまは、あらかじめ解約しようとする日（以下「解約日」といいます。）を指定して、その旨を事業所等に通知していただきます。その場合、当社はお客さま本人の意思によるものであることを確認いたします。なお、特別の理由なくして、当社が解約日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約日といたします。
- (2) お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスマーティーの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものといたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに35の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。
- (3) 当社は、(2) の各号に掲げる事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書等でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することができます。
- (4) 当社は、35の規定によってガスの供給を停止されたお客さま又はガスの供給を停止されていても35の規定に該当するお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事實を解消しない場合には、解約の15日前及び5日前を目安にお客さまに予告して、ガス使用契約を解約することができます。

### 10. 契約消滅後の関係

- (1) ガス使用契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権及び債務は、9の規定によってガス使用契約が解約されても、消滅いたしません。
- (2) 当社は、9の規定によってガス使用契約が解約された後も、ガスマーティー等当社所有の既設供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

### III 工事及び検査

#### 11. 工事の設計見積り等

- 当社は、(5) (1) のガス使用又はガス工事の申し込みに伴い、内管及びガス栓の工事を必要とする場合には、遅滞なく工事の設計及び見積りを行い、工事費の明細をお知らせし、お客さまと協議のうえ、工事予定期を決定いたします。

## 12. 工事の実施

### 一 ガス工事の施工者等 一

- (1) ガス工事は、当社に申し込んでいただき、当社が施工いたします。ただし、(2)に定める工事は、承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させることができます。
- (2) ガス工事のうち、お客さまが承諾工事人に申し込み、施工させることができます。低圧（ゲージ圧力で0.1メガパascル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスマーティーの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンマーティーがすでに設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物・一般集合住宅又は一般住宅に該当するものもいいます。）で、そのガスマーティーより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事をいたします。
  - ①フレキ管を配管してガス栓を増設する工事
  - ②フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を替える工事
  - ③継ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事
  - ④継ぎ手のみ使用してガス栓の位置を替える工事
  - ⑤ガス栓のみを取り替える工事
  - ⑥①～⑤の工事に伴う内管の撤去工事
- (3) お客さまがガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件はお客さまと承諾工事人ととの間で定めていただくこととし、当社はこれに閣與いたしません。又、その工事に関して補修が必要であるとき、お客さまが損害を受けられたとき等には、お客さまと承諾工事人ととの間で協議のうえ解決していただくこととし、当社はこれに閣與いたしません。

### 一 気密試験等 一

- (4) 当社が施工した内管及びガス栓を、当社がお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ内管の気密試験を行います。
- (5) 承諾工事人が施工した内管及びガス栓を、承諾工事人がお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ承諾工事人に内管の気密試験を行わせます。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社が内管の気密試験を行うことがあります。
- (6) 承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、又は(5)の気密試験に合格しない場合は、補修が完了するまで当社は該施設の使用をお断りすることができます。

### 一 ガスマーティーの設置 一

- (7) 当社は、1需要場所につきガスマーティー1個を設置いたします。この場合、1構内をなすものは1構内を、又、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたしますが、下記の場合には、原則として次によって取り扱います。なお、お客さまの申し込みがある場合であって、当社が特別の事情があると判断したときには、1需要場所につきガスマーティーを2個以上設置することがあります。
  - ①マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅 各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所といたします。
  - ②店舗、官公庁、工場その他 1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所といたします。
- (8) 当社は、お客さまと協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取り替え等維持管理が容易な場所にガスマーティーを設置いたします。

### 一 供給施設等の設置承諾 一

- (9) 当社は、3(7)の境界線において、そのお客さまのために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、お客さまは、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ該地又は建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関しても、後日苦情が生じても、当社は責任を負いません。
- (10) 当社は、当社若しくは承諾工事人が供給施設を設置した場合、又はガス使用契約の締結に伴い、門口に当社所定の標識を掲げさせていただきます。

### 13. 工事に伴う費用の負担

#### 一 供給施設の所有区分と工事費 一

- (1) 内管及びガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置又は撤去していただきます。
- (2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当社が留保するものとし、お客さまは当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、その旨を表示を付すことがあります。（(4)において同じ）。
- (3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、下記①に定める方法により算定した見積単価（消費税等相当額を含みます。ただし、下記②にかかる工事を行います。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要となる付帯工事費、夜間工事費、休日工事費等の加算額との合計（消費税等相当額を含みます。）といいます。
- ①内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費・労務費・運搬費・設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1m当たり、1個あたり又は1箇所あたり等で表示いたします。なお、見積単価を記載した見積単価表は、当社の本社等に掲示しています。

##### イ 材料費

材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手、その他の材料のそれぞれの材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出いたします。

##### ロ 労務費

労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出いたします。

##### ハ 運搬費

運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出いたします。

##### 二 設計監督費

設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出いたします。

##### ホ 諸経費

諸経費は、現場経費・間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出いたします。

- ②次の各号にかかる工事・付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計（消費税等相当額を含みます。）といいます。

##### イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事

- ロ 特別な設備の組み込みを必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事

- ハ 当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客さまが提供する工事

- (4) お客さまの申し込みによりそのお客さまのために設置される整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

- (5) (4)に定める整圧器の設置に要する工事費は、消費税等相当額を含む設計見積金額といいます。

- (6) ガスマーティーは、当社所有のものを設置するものとし、これに要する工事費（消費税等相当額を含む設計見積金額といいます。）は、お客さまにご負担していただきます。ただし、ガスマーティーの検定期間満了による取り替え等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。

- (7) 供給管は、当社の所有とし、これに要する工事費は、(10)の場合を除き当社が負担いたします。ただし、お客さまの申し込みにより供給管の位置替え又は撤去を行う場合には、これに要する工事費（消費税等相当額を含む設計見積金額といいます。）は、お客さまにご負担していただきます。
- (8) 本支管及び整圧器（(4)の整圧器を除きます。）は当社の所有とし、その工事費は、(10)の場合を除き当社が負担いたします。

### 一 工事材料の提供と工事費算定 一

- (9) 当社は、お客さまが提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。
  - ①当社は、お客さまが工事材料を提供する場合（(2)を除きます。）には、検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。お客さまが工事材料を提供する場合、その工事材料を(3)の工事費算定の基礎となる単価で見積り、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。又、その工事材料の検査料（検査に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。）をお客さまにご負担していただきます。
  - ②当社は、当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客さまが提供する場合には、検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その工事材料を控除して工事費を算定いたします。又、別に定める検査料（検査に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。）をお客さまにご負担していただきます。
  - ③(2)のお客さまが提供する工事材料とは、次のすべての条件に該当するものに限ります。これを用いる場合には、あらかじめ当社と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定等について競争を締結していただきます。
    - イ ガス事業法令及び当社の定める材料・設計・施工基準に適合するものであること
    - ロ 当社が指定する講習を修了した者により、当社が指定する工場内であらかじめ、組み込まれたものであること

### 一 宅地分譲地の場合の工事負担金算定 一

- (10) 当社は、宅地分譲地についてガス工事の申し込みがあった場合は、次により取り扱います。
  - ①「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申し込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定期を推計できるものをいいます。ただし、既築の建物が予定される区画に対し50パーセント以上ある場合を除きます。
  - ②当社は、その供給地点のうち3年内にガスの供給を開始することができない供給地点があるときは、当該供給地点に係る本支管及び供給管の設置に要する工事費（消費税等相当額を含みます。）を工事負担金として、建築事業者等にご負担していただきます。
  - その場合、3年経過後のガス使用予定期を超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上することができます。
  - ③工事の設計後にお客さまの申し出により、導管の延長・口径又は材質その他の工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更のあったとき
  - ④工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更のあったとき
  - ⑤工事に要する材料の価額（消費税等相当額を含みます。）又は労務費に著しい変動のあったとき
  - ⑥その他工事費（消費税等相当額を含みます。）に著しい差異が生じたとき
- (8) 当社は、(13)(10)によりいただいた工事負担金について、3年経過における供給地点の数に差異が生じたときは、精算いたします。

ガス工事契約の変更又は解約もやむを得ないと認める場合は、協議によることといたします。

- (3) (12)に基づき費用および損害を賠償していただぐ範囲は次のとおりといたします。
  - ①すでに実施した設計見積りの費用（消費税等相当額を含みます。）
  - ②すでに工事を実施した部分についての材料費・労務費等の工事費（消費税等相当額を含みます。）及び工具・機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含みます。）
  - ③原状回復に要した費用
  - ④その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害

### 14. 工事費等の申し受け及び精算

- (1) 当社は、13(3)から(7)まで及び(9)の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスマーティーの取付作業を含む工事にあってはガスマーティーの取付日とし、それ以外の工事にあたっては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (2) 当社は、13(10)の規定によりお客さまにご負担していただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガスマーティーの取付作業を含む工事にあってはガスマーティーの取付日とし、それ以外の工事にあたっては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (3) 当社は、次の各号にかかる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客さまにご負担いただく13(3)から(7)及び(9)、(10)の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といいます。）を、その工事完成日までに2回以上に分割して申し受けすることができます。
  - ①長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として3ヶ月を超える工事をいいます。）
  - ②その他、当社が特に必要と認めた工事
- (4) 当社は、増設工事等で小規模な工事（工事費が、10万円以下の工事をいいます。）については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費等をお客さまからの申し出があれば、工事完成日以降に申し受けることができます。
  - ⑤当社は、お客さま所有の既設内管を、そのお客さまからの申し込みに基づき、保安上の理由により取り替える工事については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費の全部又は一部を、お客さまからの申し出があれば、工事完成日以降に申し受けることができます。この場合、支払期間に応じて金利相当額をいただくことがあります。
  - ⑥当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額申し受けます。
  - ⑦当社は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく、精算することといたします。
    - ①工事の設計後にお客さまの申し出により、導管の延長・口径又は材質その他の工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更のあったとき
    - ②工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更のあったとき
    - ③工事に要する材料の価額（消費税等相当額を含みます。）
    - ④工事に要する労務費に著しい変動のあったとき
    - ⑤その他工事費（消費税等相当額を含みます。）に著しい差異が生じたとき

### 15. 供給施設等の検査

- (1) お客さまは、当社にガスマーティーの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。）(2)において同じ。）をご負



位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりいたします。

①基準平均原料価格（トン当たり）

別表第7の各地点群の基準平均原料価格を適用いたします。  
②平均原料価格（トン当たり）

別表第3の2 (2) に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）を平均原料価格といいたします。なお、平均原料価格は、当社の事業所等に掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といいたします。

（算 式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

**24. 料金の精算等**

(1) 当社は18 (5) の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金としてすでにいたいとした金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。

(2) 当社は、すでに料金としていたいたいとした金額と18 (9)、(10)、(11) の規定により算定した使用量に基づいた料金とに差額が生じた場合には、これを精算いたします。

**25. 保証金**

(1) 当社は5 (1) の申し込みをされる方、又は支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなかつたお客さまから、供給の開始若しくは再開に先立つて、又は供給継続の条件として、その申込者又はお客さまの予想月額料金の3か月分（お客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器、増設する供給施設ならびに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。

(2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。

(3) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。

(4) 当社は、預かり期間経過後、又は9の規定により契約が消滅したときは、保証金とその利息との合計額（(3) に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年0. 024パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。

**26. 料金の支払方法**

料金は、口座振替、クレジットカード払い又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいいただきます。又、次の各号にかかる場合は、払込みの方法によりお支払いいいただきます。ただし、当社が必要と認めた場合は、当社が同わせる集金員にお支払いたくことがあります。

①36 (1) ②36 (2) に規定する料金

②口座振替若しくはクレジットカード払いが不能となっている場合

**27-1. 料金の口座振替**

(1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といいたします。

(2) お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込んでいただきます。

- (3) 料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。
- (4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金を払込みの方法でお支払いいただきます。

**27-2. 料金のクレジットカード払い**

- (1) お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社とお客さまの契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただきます。
- (2) お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の申込書によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。
- (3) 料金の支払い方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手續が完了するまでは料金を以下の方でお支払いいただきます。
- ①既にガスをお使いのお客さまはクレジットカード払い申込時点でご利用いただいている方法
- ②新たにガスのご使用を申し込まれたお客さまは払込みの方法

**28. 料金の払込み**

お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

①当社が指定した金融機関又は当社の指定したコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）

②当社の本社等

**29. 料金の当社への支払日**

- (1) 当社は、お客さまが料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (2) 当社は、お客さまが料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがなされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (3) 当社は、お客さまが料金を金融機関等又は当社の指定した特約店で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等又は特約店に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

**30. 還収料金の支払方法**

- (1) お客さまが還収料金を支払われる場合は、早取料金に相当する金額を支払期限日までにお支払いいただき、この金額と還収料金との差額（以下「還収加算額」といいます。）を、当社の請求により、翌月以降にお支払いいただきます。
- (2) 還収加算額は、翌月以降に料金が発生する場合には、当社の請求により翌月以降の料金と同時にお支払いいただきます。

**31. 料金の支払順序**

料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

**32. 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法**

工事費等、供給施設の修繕費、検査料及びその他の料金以外の代金についての、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

①当社が指定した金融機関等

②当社の事業所等

**VI 供給**

**33. 供給ガスの圧力及び成分**

- (1) 当社は、別表第1に掲げる供給地点に対し、別表第8に定める圧力及び成分（以下「圧力等」といいます。）のガスを供給いたします。
- (2) 当社は、(1) に規定するガスの圧力等を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、この場合当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

**34. 供給又は使用の制限等**

- (1) 当社は、次の各号にかかる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用的制限若しくは中止をしていただくことがあります。
- ①災害等その他の不可抗力による場合
- ②ガス工作物に故障が生じた場合
- ③ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合
- ④法令の規定による場合
- ⑤ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合  
(40 (1)) の処置をとる場合を含みます。)
- ⑥ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
- ⑦その他保安上必要がある場合 (40 (4)) の処置をとる場合を含みます。)
- (2) 当社は、33 (1) に規定するガスの圧力等を維持できない場合及び(1) の規定によりガスの供給を制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す限り、その旨をあらかじめ、適切な方法でお知らせいたします。

**35. 供給停止**

当社は、お客さまが次の各号にかかる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することができます。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、供給を停止する日の15日前及び5日前を目安に予告いたします。

- ①支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合
- ②当社との他のガス使用契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
- ③この小売約款に基づいてお支払い求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合
- ④42各号にかかる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合
- ⑤お客さまの責めに帰すべき理由により保安上の危険がある場合、又は不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めない場合
- ⑥3 (7) の境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷し又は失わせて、当社に重大な損害を与えた場合
- ⑦(40 (5)) の規定に違反した場合
- ⑧その他この小売約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合

**36. 供給停止の解除**

(1) 35の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号にかかる事由に該当することを当社が確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上の他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

①35①の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来したすべての料金を支払われた場合

②35②の規定により供給を停止したときは、当社との他のガス使用契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日が到来したすべての料金を支払われた場合

③35③、④、⑤、⑥、⑦又は⑧の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することになった債務を支払われた場合

(2) 当社は、供給の再開は原則として午前9時00分から午後5時00分の間に速やかに行います。

**37. 供給制限等の賠償**

当社が9 (4) 、34又は35の規定により解約をし、又は供給若しくは使用的制限、中止若しくは停止をしたために、お客さまが損害を受けていても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

**VII 保安**

**38. 供給施設の保安責任**

- (1) 内管及びガス栓等、33 (1) 、(4) の規定によりお客さまの資産となる3 (7) の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1) の供給施設について(3) に定める検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。お客さまの承諾を得られないことにより検査ができなかった場合等、お客さまが当社の責めに帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、当社は賠償の責任を負いません。
- (3) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、3 (8) に規定する内管及びガス機器等について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、当社は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。

**39. 周知及び調査義務**

- (1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じ、必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完燃防歟装置の付いてないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかたときには生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 当社は、(2) のお知らせに係るガス機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。

**40. 保安に対するお客さまの協力**

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、直ちに適切な処置をとります。
- (2) 当社は、ガスの供給又は使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただけ等お客さまに当社がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただけことがあります。供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1) の場合に準じて当社に通知していただきます。
- (3) お客さまは、38 (3) 及び39 (2) の通知を受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置を行なっていただきます。
- (4) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求める、それに要する費用をお客さまに負担いただくことがあります。また、場合によつては使用をお断りすることがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは33 (1) に規定するガスの圧力等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) 当社が12 (8) の規定により設置したガスマーターについては、検針及び検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。

**41. お客さまの責任**

- (1) お客さまは、39 (1) の規定により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラーエ等保安上の取り扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、若しくは撤去する場合又はこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。

**VIII その他**

**42. 使用場所への立入り**

当社は、ガス使用契約を解除された後であっても、次の各号にかかる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又はガス機器の設置の場所に立入らせています。この場合には、正当な事由がない限り、立入ること

を承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

- ①検針
- ②検査及び調査のための作業
- ③当社の供給施設の設計、施工又は維持管理に関する作業
- ④9（1）から（4）の規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業
- ⑤34又は35の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業
- ⑥ガスマーターの法定検定期間満了等による取り替えの作業
- ⑦その他保安上の理由により必要な作業

#### 【附則】

##### 1. この小売約款の実施の期日

この小売約款は、2022年3月1日から実施いたします。

##### 2. この小売約款の実施に伴う切替措置

当社は、2019年9月30日以前から継続して供給し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、この小売約款の実施前のガス小売供給約款に基づ

き料金を算定するものといたします。

##### 3. ガスマーターの能力の表記に関する経過措置

当社は、当面の間、ガスマーターの能力を「号数」で表記することがあります。

##### 4. 保証金の適用を受けているお客さまについての特別措置

この小売約款実施の際、現に旧約款25（保証金）の適用を受けているお客さまの保証金は、次のとおりといたします。

- (1) 預かり期間は、この小売約款実施の際、現に設定している期間とします。
- (2) 当社は、お客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。
- (3) 当社は、預かり期間経過後、又は9の規定により契約が消滅したときは、保証金とその利息との合計額（（2）に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年0.024パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。

#### （別表第1）供給地点

##### - エステート浜坂 -

###### 供給地点

鳥取県鳥取市浜坂字東浜

区間番号	1~6	集会所	8~120	120~1
	121~153	154~1	154~2	
A	1~A~8	B~1~B~2	C	
D	E~1~E~5	F~1~F~5	G~1~G~5	
H	1~H~4	I	J~1~J~2	K~1~K~16
L	M~1~M~4	N~1~N~2	O~1~O~2	

供給地点数215地点

##### - 河原団地 -

###### 供給地点

鳥取県鳥取市河原町鰯ヶ丘

A~1~A~11	B~1~B~6	C~1~C~14	D~1~D~7
E~1~E~10	F~1~F~6	G~1~G~5	H~1~H~9
I~1~I~6	J~1~J~12	K~1~K~4	L~1~L~9
M~1~M~8	N~1~N~6	O~1~O~7	P~1~P~6
集会所			

供給地点数127地点

##### - 桂木・津ノ井団地 -

###### 供給地点

鳥取県鳥取市桂木・津ノ井

分譲区画 1~99、100~167

集合住宅	A1~A12、B1~B15、C1~C10	D1~D10、E1~E16、F1~F20	G1~G10、H1~H28、I1~I16	J1~J14、K1~K30、L、M、N	O1~O4、P、Q、R1~R20
------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	------------------

供給地点数377地点

##### - 大覚寺団地 -

###### 供給地点

鳥取市大覚寺字雲山田

19~33、34~1、37~40、41~1~41~2、42~43、44~1~44~2、45~50、51~1、53~55  
59~1~59~2、60~74、75~1~75~4、78~88、89~1、91~1~91~2、92~1~92~2、93  
94~1~94~2、95、96~1~96~2、97~108、109~1、111~1~111~2、112~123、124~90、  
124~1~124~3、125~126、127~1~127~2、128~131、132~1~132~2、133~138、139~1、  
141~150、151~1~151~3、152~161、163~1~163~2、164~1、166~167、168、169~171、  
174~178、179~1~179~1~2、182~1~182~6、183~1~183~5、184~186、187~1、  
187~1~187~2~4、188~191、192~1~192~2、193~1、197~1、198~203、204~1、  
206~1~206~1~2、206~2~1~206~2~6、208~210、211~1~211~2、212~1~212~3、213~1、  
215~1~215~2、189~10、190~11~190~12、190~14~190~15、191~9、198~5、162~1~1、  
162~1~2~1~162~1~2~2、162~1~3~162~1~2~6

供給地点数257地点

## - 雇用促進住宅津ノ井宿舎 -

### 供給地点

鳥取市南栄町36番地

雇用促進住宅津ノ井宿舎

- 1号棟 101~108、201~208、301~308、401~408、501~508
- 2号棟 101~108、201~204、301~308、401~408、501~508
- 3号棟 101~108、201~208、301~308、401~408、501~508
- 4号棟 101~106、201~206、301~306、401~406、501~506

供給地点数150地点

## - 大谷団地 -

### 供給地点

鳥取県岩美郡岩美町大谷

A-1~A-26、

B-1~B-40、

1~50、

集会所

供給地点数117地点

## - 赤崎住宅団地 -

### 供給地点

鳥取県東伯郡琴浦町赤崎

分譲宅地番号

- D1~D60、D69、D70、D73、D74、D78~D90、  
G1~G8、G12~G15、G16-1~G16-9、H1~H88

町営住宅

- A1~A40

利便施設

- B1~B3

交流施設

- C

供給地点数117地点

## - 吉成団地 -

### 供給地点

鳥取県鳥取市吉成南町

鳥取福祉事業共同組合従業員住宅

1~9、10-1、12~100、101-1~101-2

吉成団地

1~6、7-1、9、10-1、12~151、152-1~152-4、152-5~152-8

日興土地分譲住宅

1~9、10-1~10-6、11~20

吉成

919-2-1

清水団地

1-1、1-2、2-1~2-8、3~31、32-1~32-2、33、34-1~34-2、35~54、55、56-1~56-4、57

ウベハウス分譲住宅

1~10、11-1~11-10、12~17、18-1~18-2、19~23

吉成

275~280

供給地点数393地点

## - 興南団地 -

### 供給地点

鳥取県鳥取市大字宮長宇江崎

360の7、9、10

361の6、7

21404~7、14

21504~7、11、12、14、15、16、20、26、27、30、35、38、39、40、41、43~46

216の5、10、12、13、20、21

217の6、7、10、11、24、25

218の5~8、10、13、15~18

219の1、5、9、10、15~17、21、22、23、24-1~24-4 (増加)、25、29~34

220の7、8、10、13~15、17、18、22、24

221の9、10、13~15、17、18、22、24

222の14、16、20

5の7、8-1~8-5 (増加)、9~13

6の5、18

供給地点数111地点

## - 桜谷団地 -

### 供給地点

日本海不動産桜ヶ丘団地

1-1、1-2、2-11、12-1、12-2、13~22、23-1、24、26-1、27、29-1、30-1、33~36、37-1、37-2、38、39-1、39-2、40、41、42-1、  
43、45、46、47-1、48、50~52、53-1、54、56-1、57、59~61、62-1、63-1、66~72、73-1、74、76、77-1~77-4、78、80-1、  
81、83、84、85、86-1、87、89-1~89-3、90~91、92-1、92-2、93-1、94、95-1、96~98、99-1、100、102-1、103-1、106、107-1、  
107-2、108、109-1、111-1~111-3、112、113、114-1、116-1、118-1、121~122、123-1、125、126-1、128、129-1、132、133、  
134-1、136、137-1、139-1、141、142、143-1、145~148、149-1、151-1、153-1、155-1、157、158-1、160-1、162、163-1、  
165~168、169-1、171-1、173~190、191-1、193~195、196-1、198~205、206-1、207、209~221、221-1、224、225-1、  
227-1~227-8、231、232、233-1、235-1、

鳥取市開発公社桜谷分譲住宅

1-1、1-2、4、5、6-1、6-2、7、8、9-1、9-2、10、11、12-1、12-2、13~35、36-1、36-2、37-1、37-2、38~47、48-1、53~113、  
114-1、116~191、192-1、194-1、194-2、195~197、198-1、200~203、204-1、206-1、206-2、207~209、210-1、212、  
246~251、252-1、252-2、257~263、274~278、284~288

第一産業分譲住宅

A-1~A17、A18-1~A18-4、A19~A21、A22-1~A22-6、A23~A41、B1~B2、

鳥取市開発公社桜谷住宅団地（第3期）

C-1~C54

信販東今在家分譲住宅

1~3、4-1、6~14、15-1、18、19-1、21~24、25-1、27~29、30-1、30-2、31、32-1、34、35、36-1、38-1、38-2、39~44、45-1、  
50、51-1、53~66、67-1、67-2、68-1~68-5、72、73、74-1、76、77-1、77-2、78~84、85-1、87、

NKT東今在家住宅

1~6、7-1、7-2、8、9、10-1、10-2、11~22、23-1、25~31、32-1、33、35-1、35-2、36~43、44-1、45、47、48-1、49、51-1、  
52-1、53~56、57-1、57-2、58-1、58-2、59~63、64-1~64-9、66~82、83-1、85-1、87~89、90-1、91-1、91-2、92-1、94~96、  
97-1、99~102、103-1~103-4、105、110、111、112-1~112-6、113~120、

不動企業桜谷団地

1-1、1-2、2-1、2-2、3-1~3-3、5-1、5-2、6-1、6-2、8-1~8-6、9-1、11-1、12-1、12-2、13-1、15-1、17-1、19、20-1、22、23、  
24-1、26~29、30-1、32-1、32-2、33~40、41-1、41-2、42~45、46-1、48~51、52-1、54、55-1、57-1、57-2、58-1、58-2、  
59-1、59-2、60~65、

北村木材分譲住宅

D-1~D22

供給地点数845地点

- 浜坂新田団地 -

供給地点

鳥取市浜坂新田  
鳥取市公社分譲地  
(B1)1~5、7~10、(B2)1~9、(B2)11、(B3)13-1~13-2、(B3)14~15、  
(B4)1~3、(B4)10、(B5)2~13、(B6)1

鳥取県分譲地  
1~10、11~1、13-1、14~22、23-1、25-1、26~42、43-1~43-2、44-1~44-2、45~49、  
50-1~50-2、51~54、55-1

鳥取県営住宅  
1~208、209~245

一般住宅  
A1~A12、A13-1、A15-1~A15-2、A16-1、A18~A20、A21-1~A21-4、A22-1~A22-2、  
A23~A25、A26-1~A26-2、A27~A29、A101~A106、A201~A206、  
(B3)12-1~12-3、(B6)2-1~2-3、(B6)4-1~4-3、B101~B103、B201~B203、  
S1-1、S3-1、S5-1、S7、S8、57~71、71-1~71-3、72-1、74~75、76-1~76-2、77~89、  
90-1、92~95、97-1~97-2、98、99

供給地点数451地点

- 湖山南団地 -

供給地点

鳥取市湖山町南3丁目  
101-A. 101-B. 101-5. 101-8. 101-11. 101-15. 101-16. 101-17. 101-20  
101-23. 101-24. 101-26. 101-27. 101-29. 101-30. 101-33. 101-34.  
101-36. 101-37. 101-40. 101-44. 101-47. 101-48. 101-50. 101-51.  
101-52. 101-53. 103. 103-1-A. 103-1-B. 103-1-C. 106-A. 106-B.  
104. 108-16. 108-17. 108-18. 108-19. 108-20. 108-B. 108-A  
108-21. 108-22. 108-23. 108-24. 108-27. 108-28. 108-29. 108-30.  
108-31. 108-34. 108-35. 108-36. 108-37. 108-38. 108-42.  
108-47. 108-50. 108-54. 108-56. 108-56. 108-75. 108-78. 108-80. A-1. A-2.  
A-3. A-4. A-5. A-6. A-7. A-8. A-9. A-10. A-11. A-12. A-13. A-14.  
A-15. 101-5-A. 101-5-B. 101-5-C. 101-6. 101-7-A. 101-7-B.  
101-53~101-56. 103-1-D. 101-1-E. 108-2. 108-4~108-15. 172~179.  
180-3~180-13. 182-1~182-4. 183~186. 804. 804-1. 804-2.  
805-1. 805-2. 806-5~806-14. 190-1~190-10.

供給地点数164地点

- 緑ヶ丘グリーンハイツ -

供給地点

鳥取県米子市河岡  
①-1~14 14戸  
②-1~24 24戸  
③-1~21 21戸  
④-1~12 12戸  
⑤-3~19 17戸  
⑥-1~12、14-1~14-4、16-1~16-4、17 21戸  
⑦-1~5、7~16、17-1、19、20、21-1、23~32 29戸  
⑧-1~4、5-1~5-4、7-1~7-4、8~13、14-1~14-4、16-1~16-4、18~29 38戸  
⑨-1~30、31-1、33~35 34戸  
⑩-1~14 14戸  
⑪-1~32 32戸  
⑫-1~16 16戸  
⑬-1~10 10戸  
⑭-1~25 25戸  
⑮-1~23 23戸  
集会所1戸

供給地点数331地点

(別表第2) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 運動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

（備 考）

V1は、18 (9) の規定により算定する使用量

V1は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

Aは、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は運動の割合（パーセント）

(別表第3) 料金の適用区分と算定方法

1. 適用区分

料金表 A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

①料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

②料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月ま

での平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切り捨て）

①早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金 × 消費税率 / (1 + 消費税率)  
②遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金 × 消費税率 / (1 + 消費税率)

(別表第4) 料金表

- エステート浜坂 -

1. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスマーティー1個につき	950.40円
-------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	549.47円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

2. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスマーティー1個につき	2,233.00円
-------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	389.14円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスマーティー1個につき	5,952.10円
-------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	265.17円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

- 河原団地 -

1. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスマーティー1個につき	950.40円
-------------------	---------





(別表第8) 供給ガスの圧力等

当社が供給するガスの圧力等は、次のとおりです。

(1) 圧力

最高圧力 3.2キロパスカル  
最低圧力 2.2キロパスカル

(2) ガスの規格

「い号」 L P ガス

(3) 液化石油ガスの成分

プロパン及びプロピレンの合計量の含有率

・・・90/パーセント以上

エタン及びエチレンの合計量の含有率

・・・5/パーセント以下

ブタジエンの含有率

・・・0.5/パーセント以下

(4) 热量は100. 46メガジュール